

情報通信審議会 総会（第23回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年8月26日(水) 16時10分～17時15分

於、第一特別会議室（総務省8階）

第2 出席した委員等（敬称略）

(1) 委員

大歳 卓麻（会長）、坂内 正夫（会長代理）、相澤 彰子、荒川 薫、
井手 秀樹、長村 泰彦、清原 慶子、斎藤 聖美、酒井 善則、佐野 真理子、
鳶 信彦、新町 敏行、鈴木 陽一、高橋 伸子、高畑 文雄、滝 久雄、
竹中 ナミ、東海 幹夫、新美 育文、服部 武、村上 輝康

（以上21名）

(2) 専門委員（敬称略）

長谷部 恭男

第3 出席した関係職員

(1) 総務省

鈴木 康雄（事務次官）、寺崎 明（総務審議官）、
小笠原 倫明（情報通信国際戦略局長）、山川 鉄郎（情報流通行政局長）、
桜井 俊（総合通信基盤局長）、原 正之（政策統括官）、
河内 正孝（官房総括審議官）、田中 栄一（官房総括審議官）、
谷脇 康彦（情報通信政策課長）、奥 英之（技術政策課長）、
秋本 芳徳（情報通信国際戦略局参事官）、吉田 正彦（融合戦略企画官）、
小笠原 陽一（通信規格課長）、中島 睦晴（通信規格課企画官）

(2) 事務局

南 俊行（情報通信国際戦略局参事官）

第4 議題

(1) 答申事項

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について
【平成20年2月15日付け諮問第14号】

(2) 諮問事項

「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」について

【諮問第16号】

(3) 議決事項

「情報通信審議会議事規則（平成13年1月17日情報通信審議会決定第1号）の一部改正」について

開 会

○大歳会長 おはようございます。時間になりましたので、ただいまから第23回情報通信審議会総会を開催させていただきます。

本日は、委員の方並びに臨時委員の方32名のうち、現時点で20名で、あと高橋委員がおくれて参加されるということで、いずれにしても定足数を満たしております。それから、審議事項の説明のため、長谷部専門委員にもご出席いただいております。よろしく申し上げます。

それでは、本日の会議もいつもと同じように公開で行いまして、会議の様子はインターネットで中継しておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めていきたいと思っております。

議 題

(1) 答申事項

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について

○大歳会長 それでは、初めに諮問第14号「通信・放送の総合的な法体系の在り方」につきまして審議いたします。

本件につきましては、情報通信政策部会並びに通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会において大変精力的に調査並びに審議をしていただいております。このたび答申（案）を取りまとめていただきました。

それでは、村上部会長から答申（案）のご説明をお願いします。

○村上委員 この法体系を審議いたします通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会が、情報通信政策部会の検討委員会として設置されましたのは昨年2月でございます。それ以降1年半、20回にわたりまして審議を重ねてまいりました。

私自身この委員会の委員として参画いたしましたので、審議の経過につきまして若干ご紹介させていただきますと、昨年の6月に中間論点整理を行いまして、これについてパブリックコメントを行いました。また、2カ月前、この6月に答申（案）をまとめまして、再度パブリックコメントを行ったところでございます。20回の中で、そのうち

5回は関係の企業、団体、消費者団体等に対しましてヒアリングを累次重ねてまいりました。こういうふうに非常に丁寧に満遍なくこの分野での合意形成を行ってきたというのが、これまでの経緯でございます。

こういう丁寧な取り組みを行ってまいりました背景には、通信・放送の融合という分野の特別な性質があるかと思えます。第1は、この分野が憲法で保障された表現の自由に関する分野であるということでございます。インターネットの普及によりまして、みんなが発信者になれるという時代になる中で、表現の自由と表現者の規律とといいますか、責任との関係をどう考えるかという議論がございまして、オープンメディアコンテンツという概念が出されましたが、結果としましては、表現の自由の重要性という観点から、これは今回の検討の枠外に置くということになりました。

2番目は、通信・放送の、放送のほうでございますけれども、豊かな国民生活、活力ある経済社会、地域文化の維持発展、民主主義の健全な発達に対しまして、非常にバランスのとれた総合的なメディアとして寄与する、重要なメディアであるということにかかわるものであります。放送につきましては、基幹放送ですとか特別メディアサービス、一般メディアサービスといった多様な概念が提示されまして、議論が進んでまいりましたが、結局は放送という概念を中心にしてコンテンツの規制を考えるということになりました。

このように、ネット上で放送類似のサービスが大量に、多様に展開されているわけですが、依然として存在します放送という形式の社会的な重要性を改めて認識するという結果になったかと思えます。ただ、であるがゆえに、ネットに対しまして、例えば特性の異なる放送の自己規律については、消費者、視聴者の視点を重視して、よりきちんとした形にすべきであるということも認識されたかと思えます。

3番目は、通信・放送が我が国の国際競争力を強化する点で非常に重要な分野であるということです。ここ15年ぐらいにわたりまして、情報通信全体が日本経済を牽引していくおそらく最も活発な分野であったということは間違いございませんけれども、通信と放送という分野が、新たに新産業の創出ですとかイノベーションの推進という面で大きく期待されているという現実がございまして、それにこたえるような規制の緩和、事業形態の柔軟性とか選択肢の拡大、あるいは新事業分野の事業機会の創出等につきましても、非常に丁寧な取り組みが行われたと思えます。

このように、丁寧過ぎるほど丁寧に議論を積み重ねてきたわけですが、それによりま

して、結果としておおむねみんなが納得して前向きに進んでいく制度的な基盤ができた
とっております。

7月20日の総会で、パブリックコメントを募集中の答申（案）の概要につきまして
既にご説明をさせていただきました、ご審議をいただいておりますので、本日はパブリ
ックコメントを踏まえて答申（案）をどう修正したかという点につきましてご説明しま
して、ご審議をお願いしたいと思います。具体的な修正内容につきましては、委員会の
主査を務めていただきました長谷部専門委員にご説明をお願いしたいと思います。

○大歳会長　それでは、お願いします。

○長谷部専門委員　それでは、資料23-1-1に基づいてご説明を申し上げます。

今村上委員からもご紹介がございましたとおり、「通信・放送の総合的な法体系の在
り方」の答申（案）につきましては、パブリックコメント募集中の7月10日にこちら
の情報通信審議会総会でご報告をし、ご審議をちょうだいしております。その後、7月
21日にパブリックコメントを締め切りまして、全部で152件のコメントをちょうだ
いいたしました。

パブリックコメントの結果を踏まえまして、先週の8月10日に検討委員会を、そし
て19日に情報通信政策部会を開催して、答申（案）の修正審議を行いましたので、私
のほうから答申（案）の修正点につきましてご説明を申し上げます。その後、修正しな
かった点も含めまして、パブリックコメントに対する委員会の考え方については、事務
局のほうから概要を説明していただこうと存じます。

まず、法体系見直しの必要性についてなんですが、答申（案）、資料23-1-1の
1ページ目の下から5行目をごらんいただければと存じます。「通信業務用の設備を放
送用に」という箇所について、「用」という文字が抜けているという趣旨のコメントを
ちょうだいしましたので、そのとおりの修正をさせていただきます。

続きまして、伝送設備に関する記述についてですが、4ページの「ホワイトスペース
の活用」の項目をごらんいただければと存じます。ホワイトスペースというのは、その
項目の真ん中あたりの括弧内で説明がありますとおり、放送用などある目的のために割
り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な
周波数のことを申します。

ホワイトスペースは、このようにいわば既存の周波数帯の活用にあたるわけでござい
ますが、この点につきまして、新たな周波数の開拓も重要であるという趣旨のコメント

をいただきましたので、「新たな周波数の開拓に加え」という記述を追加しております。また、同じ項目でございますが、ホワイトスペースの活用について、「無線局の既存業務に混信等の影響を与えない範囲で」と、「混信等の」という文言を追加したほうがわかりやすいという趣旨のコメントをいただきましたので、そのとおりに修正させていただきます。

続きまして、伝送サービス規律についてですが、9ページの「施設設置に係る国等の配慮」の項目をごらんいただければと存じます。有線テレビジョン放送施設については、有用であるだけでなく、公共的な役割もあるのだという趣旨のコメントをいただきましたので、「公共性」という文言を追加させていただきます。

続きまして、コンテンツ事業に関連する記述についてですが、12ページをごらんいただければと存じます。複数の方々から、放送番組編集の自由の規定を継承する点を確認すべきだという趣旨のコメントをいただきましたので、そのとおりの修正を加えてさせていただきます。

次に、17ページの上のところですが、「あまねく受信努力義務」の項目をごらんいただければと存じます。原案のままですと、あたかも視聴者側が受信するよう努力する義務と受けとめられるおそれがあるということで、放送事業者側の努力義務であるということを明確にするため、「あまねく受信できるように努力する義務」、あるいは「あまねく受信できるように措置する義務」という、法令の文言にのっとりより正確な記述に修正をさせていただきます。

続きまして、利用者利益の確保・向上についてですが、19ページの下の部分をごらんいただければと存じます。下から3行目でございます「より有効な利用者保護のための方策について、別途検討する」というのは、有料サービス契約に限定されるわけではないということから、下から5行目の「また」の前で段落を変えるべきではないか、その前の文章と違った話をしているのではないかというご意見を検討委員会でいただきましたので、このように段落を区切るという修正を加えてさせていただきます。

続きまして、特定の法人の位置づけですが、20ページをごらんいただければと存じます。日本電信電話株式会社等に関する法律についてですが、既に答申（案）の2ページで「以下『NTT法という』」と略称を付してさせていただきます。そこで、平仄を合わせまして、20ページでもNTT法という形で修正を加えてさせていただきます。

続きまして、21ページの総括の部分をごらんいただければと存じます。複数の方々

から、規制は必要最小限にすべきであるという趣旨のコメントをちょうだいしておりますので、総括の箇所にごらんのような記述を追加しております。また、NTT法など一般の見直しの対象から除外されている法令もございますので、今後も継続的な検討が必要だという趣旨のコメントをいただきました。そこで総括の箇所に、続きましてごらんのような記述を追加しているところでございます。

引き続きまして、22ページをごらんいただければと存じます。放送番組の種別についてですが、「教育、教養等の番組の種別」と原案では記載してございましたが、報道番組も明確に記載すべきであるという趣旨のコメントをいただきましたので、娯楽番組も含めましてごらんのとおりの記述に修正してございます。

私からの説明は以上でございます。続きまして、パブリックコメントに対する検討委員会の考え方については、概要を事務局のほうから説明していただければと存じます。

○秋本参事官 事務局でございます。

それでは、資料23-1-4をお手元においていただければと思います。「『通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会』答申（案）に関するパブリックコメントに対する委員会の考え方【概要版】」でございます。概要版の資料にいたしましても、39ページと大部でございますので、8月10日の法体系委員会及び8月19日の情報通信政策部会で委員の方々からご意見のあった箇所を中心にご説明をさせていただきます。

1ページ、この資料の構成でございますが、答申（案）の目次立てに従ってパブリックコメントを分類し、それに対する法体系委員会の考え方をお示しするという構成になってございます。そして、備考欄に同様のパブリックコメントを出していただいた方々の主体の名前を記載してございます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。法体系見直しの必要性についてでございます。この箇所につきましては、委員会におきましても部会におきましても特段のご意見はございませんでしたので、パブリックコメントを踏まえて修正した箇所について簡単に言及をさせていただきます。

2ページの3番のご意見を踏まえまして、「法制の在り方は不断に見直すべきもの」という趣旨の記述を追加してございます。そして、2ページの5番のご意見の最終行でございますが、必要最小限の規制というご意見を踏まえまして、答申（案）に「制度改革に際しては、規律を必要最小限のものとすることを旨とすべき」という記述を追加してございます。

お進みいただきまして、3ページの9番のご意見を踏まえまして、「用」という文字を追加してございます。

4ページにお進みいただきまして、13番のご意見を踏まえて、答申（案）に放送番組編集の自由についての記述を追加してございます。

5ページ以降が伝送設備規律についてのパブリックコメントでございます。このうち、2番のご意見をごらんいただきたいと存じます。このご意見に対する委員会の考え方といたしまして、「総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます」という考え方をお示しいただいております。この考え方の示し方が随所に出てまいります。例えば6ページの5番のご意見に対しましても、「総務省において、今後の検討の参考とすることが適当と考えます」、また、7ページの6番の「免許申請にかかる様式の統一化、手続きの簡素化を強く要望」というご意見に対しましても、「総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます」という考え方をお示しいただいております。

この点に関しまして、8月19日の情報通信政策部会におきまして、より具体的に、あるいは明確に返すことができるのであれば、そのような返し方をしたほうがいいのではないかという趣旨のご意見を委員の方からいただきました。これに対しましては、答申（案）に記載の事項とパブリックコメントに対する考え方におきまして、「総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます」と委員会からボールを投げられた箇所も含めまして、詳細な制度設計を今後行政において行っていくという回答をさせていただきます。

お進みいただきまして、伝送設備規律の中では8ページ、10番の新たな周波数の開拓も重要であるというご意見を踏まえまして、修正を施しております。同じページの11番のご意見を踏まえまして、「混信等の」という文言を追加してございます。

お進みいただきまして、11ページ以降が伝送サービス規律についてでございます。伝送サービス規律につきましては、13ページにお進みいただきまして10番のご意見を踏まえまして、「公共性」という文言を追加してございます。

それから、11番、12番のご意見につきましては、8月10日の法体系委員会で委員の方からご意見がございましたので、ご紹介させていただきます。「放送・有線放送の安全・信頼性の確保」の箇所についてでございます。11番のご意見は、「放送事故の防止、設備の維持は放送事業者の責務であると考えれば、規定の整備は、ある程度必

要であると考えます。内容につきましては放送事業者等の実状、意見を十分反映していただきますよう要望」というご意見でございます。12番のご意見も、「民放事業者の実情について十分に情報交換しながら、行き過ぎたものにならないよう検討していただきたい」というご意見でございます。

これに対しまして、委員会の考え方といたしまして、12番のところ、「放送・有線放送は、国民生活に必需の情報をあまねく届けるために高い安全・信頼性が求められるものの、安全・信頼性を確保する観点からの基準は、現行の法体系においては対応する規律が十分に存在しているとは言い難く、NHKと民放連が『地上放送関係無線設備等の安全・信頼性基準ガイドライン』（平成19年）を策定していますが放送中止事故の実情には大きな変化はありません。こうした状況を改善するため、答申（案）においては、新たな法体系において、設備の維持義務に係る規定の整備をすることが適当としているものです」との考え方をお示ししているところでございます。

この点に関しまして、8月10日の法体系委員会におきまして、事業者サイドの実情を十分踏まえることも必要であるけれども、利用者サイドの声なき声に対して配慮していく、利用者の利益の確保とのバランスをとりながら考えていくことも必要であるというご意見をいただいております。

お進みいただきまして14ページの14番のご意見、「放送中止事故情報の利用者への周知」について、パブリックコメントにおきまして「一律の周知基準とすることは利用者に無用な混乱を与えるなどの危惧がある」というコメントをちょうだいしております。

この点につきまして、8月10日開催の法体系委員会におきましては、委員の方から周知をされることで利用者が無用な混乱をすることはあまり想定しづらい。むしろ、何が起こったのかわかったほうが、自分の家のテレビの故障ではなかったことが明確になるので、利用者の意見もきちんと聞いてほしい。放送事業者の実情を踏まえるということにあまりにもとらわれ過ぎて、利用者の保護ということがないがしろになってはいけないというご意見をちょうだいしてございます。委員会の考え方の返し方につきましては、こういう返し方で異論はないということでもございました。

15ページ以降が、コンテンツ規律についてでございます。15ページの2番のご意見を踏まえまして、答申（案）で「規律を必要最小限度のものとする」という記述、そして放送番組編集の自由についての記述を追加してございます。

16ページにお進みいただきまして、8番のご意見も、放送番組編集の自由についての記述を追加する端緒となったご意見でございます。

それから、お進みいただきまして18ページの17番のご意見も、「放送法第3条の規定を維持する旨を記述されるよう要望」というご意見でございますので、第3条に該当いたします放送番組編集の自由についての記述を追加してございます。

お許しいただければお進みいただきまして、20ページの30番のご意見、パブリックコメントに対しましては、8月10日の法体系委員会におきまして委員の方から意見がございました。30番のパブリックコメントは、放送番組の種別の公表は放送事業者の自主・自律にゆだねるべきである、民放連等で検討することが適当ではないかと考えますというご意見でございました。

これに関しまして、8月10日の委員会では、安心、安全に対する規律は緩和一辺倒ではなくて、場合によっては強化されることも必要になってくる。公表制度、あるいは透明性を確保する制度は規制とは言わないという考え方もありますし、規制と位置づけるにしても一番緩やかな制度でございまして、こうした公表を求める制度はきちんと整備していくべきであるというご意見をいただいております。

21ページにお進みいただきまして、33番のご意見に対しましても、8月10日の委員会におきまして委員の方からご意見がございました。33番のご意見と31番のご意見両方をあわせ読んで、ショッピング番組について規律を最小限にということにもつながるとすれば、委員の方からしますと違和感がある。視聴者や消費者の利益をむしろ第一に考えるべきで、規律を最小限にすることはいかなるものかというご意見がございました。

これに対しましては、事務局のほうから委員会の考え方といたしまして、21ページの最終行、下線部分でございますが、答申（案）におきまして、「制度改革に際しては、規律を必要最小限のものとするを旨とすべき」という記述を追加しております。必要なものは整備していく、ただし最小限にという趣旨で制度設計に取り組むということで、答申（案）に追加しているものでございますという回答をさせていただいております。

それから、25ページにお進みいただきまして、オープンメディアコンテンツにつきまして、8月19日開催の情報通信政策部会におきましてご意見がございました。今般の新たな法体系で、オープンメディアコンテンツまで含めて制度整備を図るものではな

いということをご了解いただいておりますけれども、ご了解されながらも、オープンメディアコンテンツにおきまして、個人の属性や氏名まで含めて全世界にネット配信が可能な状況になっていますので、オープンメディアコンテンツに対する個別の取り組みが必要であるというご意見をいただいたところでございます。

お進みいただきまして31ページ、利用者利益の確保・向上についてでございます。ナンバリングで申しますと2番のご意見につきまして、「より有効な利用者保護のための方策について、別途検討することが適当」という記述につきまして、有料放送に限定するのが適当というパブリックコメントでございます。これに対しまして、8月10日の法体系委員会におきまして、有料放送に限定せず、通信・放送について消費者問題の洗い出しを別途行うべきであるというご意見をいただきましたので、答申（案）におきまして段落を分けるなどの修正を加えているところでございます。

それから、お進みいただきまして33ページの1番のご意見も、答申（案）に法制の不断の見直しという趣旨の記述を追加することになったご意見でございます。

それから、36ページにお進みいただきまして、4番のご意見を踏まえて、放送番組の種別につきまして報道、娯楽という番組がある点も答申（案）で明示させていただいたところでございます。

お進みいただきまして37ページの3番のご意見も、「規律を必要最小限のものとするを旨とすべき」という記述を追加することになったご意見でございます。また、8月10日の法体系委員会におきましては、細部の詰め、細部の制度設計について難しい部分が多いけれども、政府においては法体系の整備を断行していただきたいというご意見がございましたので、ご紹介させていただきます。

パブリックコメントに対する委員会の考え方の概要について、事務局からは以上でございます。

○大歳会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。この案も、前回までご議論いただいたものにパブコメを反映させた修正ということですので、ご質問、ご意見がございませんようでしたら、資料23-1-3のとおりで答申することにはいかがかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○大歳会長　　それでは、本案をもって答申することにいたします。では、事務局のほう

から取り進めをお願いします。

- 南国際戦略局参事官　それでは、ただいまよりカメラ撮りの準備に入らせていただきたいと思います。報道関係者が入室いたしますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

(報道関係者入室)

- 大歳会長

総務大臣

佐藤 勉 殿

情報通信審議会

会長 大歳 卓 麻

答 申 書

平成20年2月15日付け諮問第14号「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について、審議の結果、別添のとおり答申いたします。

- 鈴木事務次官　ありがとうございます。

(答申書手交)

- 大歳会長　それでは、ここで鈴木事務次官よりごあいさつをいただきたいと思います。鈴木さん、よろしくをお願いします。

- 鈴木事務次官　日ごろからご指導いただきまして、ありがとうございます。ご存じのと通りの状況で、大臣、副大臣以下、皆選挙にかかっておりますので、誠に申し訳ございません、私が代理で受け取らせていただきました。

最初に村上部会長からお話ございましたように、昨年2月からご検討いただきまして、丁寧なご審議をいただき、誠にありがとうございます。また、その際にも申し上げましたように、答申をいただいた後の作業が私ども事務局にはかかっておりまして、先ほど大歳会長からも、この分厚い法令集の全部を直すことになるんだねと言われましたけれども、そういう作業を今から急ぎいたしまして、来年2月には国会に提出させていただきたいと思っております。これまでの皆様方のご指導、本当にありがとうございます。特に会長をはじめ、多くの先生方にご参加いただきましてありがとうございます。

答申としては、基本的な部分はこれでいただいたわけですが、まだ私どもは立法作業、あるいは法案策定作業に当たりまして改めてご相談を申し上げ、あるいはご指導をいただきたいとお願いすることがあるかと思っておりますので、引き続き年末までご指

導のほどよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

○大歳会長 どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

○大歳会長 それでは、審議を再開したいと思います。

(2) 諮問事項

「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」について

○大歳会長 諮問第16号「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」につきまして、総務省よりご説明をお願いします。

○小笠原通信規格課長 通信規格課長をしております小笠原と申します。本日の諮問案件についてご説明させていただきます。

資料23-2でございますが、本日付けで審議会に諮問、検討をお願いしたい事項についてのご説明でございます。諮問の案件でございますが、「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」につき、ご審議をいただきたいということであります。内容のご説明につきましては、クリップを外していただきまして、補足説明資料というところをごらんいただきたいと思ひます。

表紙を1枚おめくりいただきまして、本日の諮問の背景というところについて2点ほど書いてございます。たった今ご答申いただきました法体系の見直しの背景といたしまして、答申の冒頭にもうたわれておりますけれども、通信・放送の融合・連携サービスの提供が既に着実に進展している。そして、世界最先端の通信・放送サービスを実現し、利用者に対して情報通信のメリットを還元していくというふうに、今ちょうどいいいたしました答申の冒頭にもその目的が記載されているわけでございますが、世界最先端の通信・放送サービス、通信・放送の融合・連携サービスの普及をさらに促進していくという観点から、標準化がどういう役割を果たしているかということでございます。

今ごらんいただいている「(2) 標準化の役割」の①というところに記載させていただきました。今申し上げた融合・連携環境において、まさにこの法制度が目指している、実現が期待される新たな製品・サービスがこれから続々と登場してくることが期待されるわけでございますが、その際オープンな規格のもとに、かつ内外の多様な端末、コンテンツ、サービス事業者によって、ユーザーに端末、サービス、あるいはコンテンツの

さまざまな選択肢が提供されていくということが望ましい。これは言うまでもないことかと思えます。

望むべくは、オープンという意味でございますが、コンテンツ、サービス、端末に関する技術的な規格がだれに対しても公開され、そういったものを提供しようとする人がだれでも提供できる。その結果、多数のプレーヤーが参入できて、ユーザーの選択肢が増えるということが望ましい姿としてはあるかと思えます。開かれた、だれに対しても公開された規格、標準が最先端の通信・放送サービス提供を促進していく。そして、選択肢をユーザーに開いていくという意味で重要ということが言えるかと思えます。

ただ、②のところに書きましたが、今申し上げた規格といったときに、従来から2つ異なる内容があると言われてきております。②の※のところに書かせていただきましたが、1つは公的な機関。これはITUといった国際機関の場合もございますし、日本国内の場合であれば総務省といった官庁が定めている場合もございますが、そういった公的な機関が一定のルール、これは法律の場合もあれば、あるいはそれに推したルールの場合もございますが、その規格を採用することをルールによって担保しているといったものが1つ目としてございます。まさにそれが字のとおりデジュール標準と言われているものであります。

もう一つは、規格の採用が特に制度化されたもので担保されているわけではない。しかしながら、市場の多くの関係者によって支持され、採用されていることによって事実上の標準として取り扱われる規格もございます。まさに事実上というところをとって、デファクト標準と呼ばれているものがございます。

ICTの世界では、この2つはいずれもオープンな規格ということで普及し、ユーザーにとっての選択肢が増えていくことが望ましいわけでございますし、今市場の多くの関係者によって支持、採用されると申し上げましたが、まさに市場、利用者がグローバルであればあるほど、そしてグローバルな支持者が多ければ多いほど、当然ながら日本の供給者にとって市場がグローバルに広がっていくということになりますから、国際競争力の強化にとっても望ましい事態になるということでもあります。

したがって、標準化を推進していくときに、市場の関係者、特に視聴者、利用者にとって支持されたサービスを実現するための規格であるということ、そして、今申し上げたグローバルな市場に支持され、その結果日本のプレーヤーが市場において競争力が強化されていくことといった2つの目的のもとに、標準化を進めていく必要があるか

と思われま

1枚おめくりいただきますと、今のような背景の中でどういった項目についてご検討をいただきたいかということ

先ほどオープンということ

そして、そういった観点から見たときに、3ポツに「現状の検証」と書いておりますが、デジュール、デファクトなどさまざまな標準と言われているものが既に通信・放送の融合・連携という分野において行われておりますが、どのような内容の標準がどのように市場、あるいはグローバルに普及しているのかといった現状を検証していただければということが3ポツでございます。

そして、1ポツ、2ポツ、3ポツといった検討を踏まえて、オープンな規格、標準が普及し、視聴者にメリットを還元し、結果としてそれが国際競争力にもつながると

以上、4点ほどの検証をお願いし、結果としてどのような取り組みを国としてやっていったらいいかご答申をちょうだいできればということが、今回の諮問の趣旨でございます。

参考資料をつけてございますけれども、時間の関係で詳細は省略させていただきます。以上ご審議よろしくお願

以上でございます。

○大歳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

○長村委員　　よろしいですか。

○大歳会長　　どうぞ。

○長村委員　　いつぞやの政策部会だったかと思いますが、同じような意見を申し上げたと思いますが、グローバルにこれを拡大していくということは非常に急務だと思っております。今お話にもありましたように、日本が非常に得意とする分野でございます。ただ、先進各国も、同じようなデファクトスタンダード化に向けてかなり体制を整えてやってくるのが現状でありまして、やはり産官学一体となって標準化を目指していくことが必要だと思います。

実際には、ご説明がありましたようにデジュール標準が理想だと思いますが、競争の世界でありますので、いかに日本がデファクトスタンダードをつくっていくかということが求められていると思います。ぜひ産学官一体となって、標準化に向けてグローバルに貢献するという視点で取り組んでいかなければいけないと思いますし、それが結果として日本のこういった産業の競争力の強化につながっていくと考えております。

いずれにしても、検討は急務だと思いますし、早期の方向づけをしていく必要があると思います。私も委員の一人として、今後とも建設的なご意見を申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大歳会長　　ありがとうございました。鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員　　今のご意見とほぼ同じなんですけど、これまでともすると日本は、規格はどうぞつくってください、どんなふうにつくられても、私たちはちゃんとその製品をつくってみせませすという雰囲気が強かったと思うんですが、これからは日本発の規格をどんどん世界に向けて発信していかなければいけない。それがやはりこれからの日本の大きな役割だし、それによって日本の産業力、あるいはさらに學術の部分も向上していくところがあると思います。

その意味で、やはり今のご意見と同じですが、この4つの中で体制をどうつくるのか。ドイツの非常に強力な体制、あるいはアメリカの非常に自由な体制から比べて、日本はどうしても見劣りがする。そこをぜひ強力に推進していくような体制がつくられればよいと思います。

以上です。

○大歳会長　　ありがとうございました。村上委員、どうぞ。

○村上委員　　今のお二方のご発言に大賛成なのですが、今の資料の中で、国際とかグロ

ーバルというところがそれ以上に分解能を高めていないのがちょっと気になります。これからの5年とか10年、20年の標準化ということを考えたときには、リーディングエッジのマーケットで標準化していくほかに、中国、インド等の新興国のマーケットも含めた形での、よりユニバーサルな性質を持った標準化がこれから求められるのではないかと考えておまして、その視点もこの検討の中でぜひ入れていただければと思います。

○大歳会長　ありがとうございます。佐野委員、どうぞ。

○佐野委員　国際標準化といいますとさまざまな分野で、食品もありますし工業品もあります。その中でも、やはり消費者の意見を取り入れた方向でかなり国際的な標準はつくられておりますので、見てみますと、IT分野というのは事業者が行け行けどんどの形で、消費者がどうも取り残されていってしまうような気がしておりますので、ぜひこの分野でも消費者の意見を取り入れた標準化を進めていただきたいと思います。

○大歳会長　ありがとうございます。ほかにございますか。竹中委員、どうぞ。

○竹中委員　我が国は大変な高齢社会に突入したわけで、そういう意味で、日ごろから私も字幕のことなどについても発言させていただいていますけれども、見えない、聞こえないという人だけではなく、見えにくい、聞こえにくい、操作がしにくい、理解度が下がっていくといった人口が増えてくることは十分想定されるわけで、その部分において、ユニバーサルであることとかインクルージョンであることといった視点をもう少し入れていただければと思います。

○大歳会長　ありがとうございました。ほかにございますか。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員　今のお二方の委員と同様の発言になるかと思うんですけども、やはり消費者政策のあり方は非常に重要だと思っております。私自身はJISCの会議のメンバーでございますけれども、情報通信に関してはそこではやっていなくて、多分ここにゆだねられる部分が非常に多くなってくるのではないかと思います。

高齢者配慮、障害者配慮、健康とか安全性の確保、環境、循環型社会の考え方、製品情報をどう提供していくかといった点に関して、やはり官民の体制という中に消費者参画をどう入れていくのかが非常に重要だと思っております。ですので、諮問の趣旨の中にある『措置』と『体制』について、ご当局としてはどう考えているのかをお伺いした上で、適切な対応をしていただきたいと思いますので、以上はご質問ということになりますけれども、よろしく申し上げます。

○大歳会長 事務局のほうで今のご質問について、お願いします。

○小笠原通信規格課長 今佐野委員、高橋委員両者からご指摘をいただきました、今回の審議においても、この審議の結果を政策に反映するにおいても、消費者の意見、視点をどう諮っていくのかという点でございます。今冒頭で申し上げましたとおり、ただいまいただきました答申につきましても、今回の答申の趣旨につきましても、よって立つところは視聴者へのメリット還元。

そして、今回の標準が普及するか否かは、標準が実現を目的とするサービスが視聴者の理解と支持を得られるかというところがベースになります。そして、それがグローバルな視聴者の支持を得られれば、結果として競争力の強化につながっていくということでございますので、今のご指摘が議論の一つのベースになるということは言うまでもないと認識しております。

したがって、今回の審議におきましても、結果としていただきます答申のフォローにつきましても、当然ながら視聴者のご参画、ご意見を十分に諮ってまいりたいと考えておりますので、むしろよろしくお願い申し上げます。

○大歳会長 ありがとうございます。ほかにございますか。どうぞ。

○寫委員 これまでの日本の歴史を見ると、日本はルールづくりが非常に下手だという感じがするんです。欧米がつくったルールに対して、汗と涙と根性で一生懸命高品質と価格の安いものをつくって世界を席卷していく。しかし、席卷したと思うとまたルールを変えられてしまう。するとまたハードワークと個人ライフを犠牲にして比較的安い賃金で働き、外貨を稼ぐというのが、今までの20世紀型の日本のある種のビジネスモデルみたいな感じだったような気がするんです。

そういう意味で言うと、ほんとうにグローバルな構想力というかルールをつくるのが大事だと思うんですけれども、ではそこで言うグローバルとは何なのかということですね。消費者といっても、消費者によってどの国のどういう消費者がどういうことを考えているかということとはみんな違うわけですね。僕は、先ほどどなたかからありましたように、これからの中心はアジア、太平洋の中間層がどんどん増えていき、そのマーケットをつかむことが、ある種のグローバルスタンダードになっていくと思う。

今まで日本は、欧米のグローバルスタンダードにどう追いつくかということばかり考えてきたけれども、少し視点を変えて、アジアのグローバルスタンダードをどうやってつくっていくのか。それを日本だけでつくるという発想じゃなくて、もうちょっと中国

と韓国といったところの考え方も意見を交換しながらつくっていくことが、実は世界全体のグローバルな構想力につながっていくんじゃないかなという感じはします。

○大歳会長　ありがとうございます。先ほど村上委員がおっしゃったマーケットの話と共通していることだと思います。ほかにございますか。

　　ごさいませんようでしたら、ただいまのご説明を了承するというので、本件諮問の審議を進めることにしたいと思います。本件につきましては、効率的に審議するということから、既に非常に広い分野で専門知識を蓄積しております、情報通信政策部会において審議するということにはどうかと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○大歳会長　それでは、そのように決定したいと思います。情報通信政策部会の構成員の皆様におかれましては、ぜひこのテーマも精力的に審議をお願いしたいと思います。

（3）議決事項

「情報通信審議会議事規則（平成13年1月17日情報通信審議会決定第1号）の一部改正」について

○大歳会長　それでは、議決事項に移りたいと思います。「情報通信審議会議事規則（平成13年1月17日情報通信審議会決定第1号）の一部改正」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○南国際戦略局参事官　それでは、事務局からご説明をさせていただきます。資料23-3という横長の紙の1ページ目に概要をつけさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

　　端的に申し上げますと、諮問事項の1点目でございますが、諮問事項の会長権限によります下部組織への付託、左下の絵でございます。現在審議会のもとには4つの常設された部会、分科会等があるわけでございますが、あらかじめ専決事項として決められていない事項の場合でありましても、大変急を要するような場合に諮問させていただくという事例が発生した場合に備えまして、その際には会長のご権限によりまして下部組織に付託いたしまして、速やかに審議をスタートできるようにさせていただきたいというお願いでございます。会長からの付託等が行われた場合には、速やかに全委員の皆様には当然お知らせをさせていただくつもりでございます。

現在専決事項として定められている場合は、右下のケースのような形で会長から付託されるわけでございますけれども、専決事項でないケースにおきましても、大変急を要するような場合には、速やかに審議をスタートできる体制を整えさせていただきたいということがポイントでございます。

それから、右下にございますが、あらかじめ専決事項として各部会、分科会が議決すべき事項が定められている場合がございます。この場合におきましても、下部組織への付託といわれるものがあるわけでございますが、この点につきまして必ずしも議事規則上明文化されておりましたので、この機会に規定の明確化を図らせていただきたいということでございます。

それ以外に、例えば情報通信技術分科会の専決事項があらかじめ決定されているわけでございますが、議事規則と違う形で決定されていたものですから、この機会に議事規則のほうに盛り込ませていただいて、明確化を図らせていただきたいということでございます。

改正（案）文は、3ページ目以降に新旧対照表等をつけさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

○大歳会長　ありがとうございます。何かご質問等ございますでしょうか。特にございませんようでしたら、この資料のとおり情報通信審議会議事規則の一部を改正することといたします。

以上で本日の議題は終了いたしましたけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。ございませんか。事務局から何かございますか。

○南国際戦略局参事官　閉会いたしました後、大歳会長は会見のためにご退出されますが、第34回情報通信審議会の情報通信政策部会をこの場で引き続き開催させていただきますので、傍聴者の皆様、それから政策部会の委員の皆様方におかれましては、そのままのお席でしばらくお待ちいただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

閉　　会

○大歳会長　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、別途確定になり次第事務局からご連絡を差し上げますので、よろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。